

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 開閉会式放映希望申請要領

(目的等)

第 1 条 本要領は、第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025 の開閉会式（以下「開閉会式」という。）に係る放映希望申請について必要な事項を定める。

なお、放映希望申請に係る事務手続きについては、一般財団法人全日本ろうあ連盟及び東京都との合意に基づき公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）が担うものとする。

(定義)

第 2 条 本要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放映：テレビ（ケーブルテレビを含む。以下同じ。）で開閉会式を、開閉会式当日に放送すること。
- (2) 配信：インターネットを利用して開閉会式を、開閉会式当日に配信（YouTube 配信を除く）すること。

(放映希望申請手続)

第 3 条 開閉会式の放映又は配信（以下「放映等」という。）を希望する者は、次のとおり手続きを行うものとする。

なお、希望者は、別紙 1「放映権許諾条件」に記載の条件を遵守の上、放映等を行うものとする。

(1) 申請期間

令和 7 年 10 月 7 日（火）から令和 7 年 10 月 14 日（火）正午まで（必着）

(2) 提出書類

ア 別紙 2「開閉会式放映希望申請書」

イ 別紙 3「開閉会式放映に係る誓約書」

(3) 提出方法

申請者は、以下の提出先に、(2) ア及びイを、電子メールにより提出するものとする。

公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団

デフリンピック準備運営本部プロトコール部プロトコールグループ

住所 〒135-0064

東京都江東区青海 2-4-24 青海フロンティアビル 14 階

メール：ceremony(at)deaf2025.jp

(4) 費用負担

申請に要した費用は、全て申請者の負担とする。

(申請の資格)

第4条 申請の資格は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 日本放送協会（NHK）

イ 一般社団法人日本民間放送連盟又は一般社団法人ケーブルテレビ連盟に所属する放送事業者

ウ 国内で過去に行われた主な国際スポーツ大会（参考：https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/miru/kokusai_list.html）と同等規模の放映実績がある者

エ 世界放送連合（World Broadcasting Unions）に加盟している者

オ 各国ろう者スポーツ連盟の推薦を受けた者

カ その他一般財団法人全日本ろうあ連盟、東京都及び事業団が認めた法人

(2) 次に掲げる全ての事項に該当しない者であること。

ア 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められる者

イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。

ウ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。

エ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。

オ 本大会の信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。

(放映等の承諾)

第5条 事業団は、第4条の申請の資格を満たす者に対し、第3条の申請内容に基づき、申請のあった放映等を承諾する。

(遵守事項)

第6条 第5条に基づき事業団が承諾した者（以下「放映権者」という。）は、放映等にあたり、次のすべての事項を遵守するものとする。

(1) 放映希望申請に係る承諾書で承諾された範囲で放映等を行うこと。

(2) 事実と異なる表現又は演出を行わないこと。

(3) 本大会に関係する者の社会的名誉、声望等を毀損しないこと。

(4) わいせつ物や暴力的な表現物、宗教的な誤解を招くおそれのある表現を行わないこ

と。

- (5) 公序良俗に反する目的での放映等はしないこと。
- (6) 番組のスポンサーが本大会の協賛企業であるとの誤認を与えないようにすること。
- (7) 事業団の事前の書面による同意なく、本要領又は放映希望申請に係る承諾書に基づく地位又は権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供しないこと。

(附 則)

第7条 本要領は、令和7年10月7日から施行する。